

令和4年度 社会福祉法人・社会福祉法人が運営する社会福祉施設の指導監査結果

2 文書指導事項の概要

(2) 社会福祉法人が運営する社会福祉施設

| 法人名 | 施設名 | 施設種別 | 指導監査種別 | 指導監査年月日 | 文書指摘事項の内容 | 改善状況 |
|-------------------|------------------|---|--------|-----------------------------|--|--------------|
| 旭川泉会 | 森のいずみこども発達支援センター | 障害児通所支援事業 (児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業) | 実地指導 | 令和4年10月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 通所する障害児に対し、通所開始時に健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を行った結果を残すこと。 非常災害計画に定められたとおりの点検の実施及び備蓄品等を備えること。なお、防災用品や備蓄品については、目的を明確にした上で、必要な数量を備えること。 従業員全員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、記録を残すこと。 | 改善済 |
| 旭川水芝会 | サンハイムデイサービスセンター | 老人デイサービスセンター (通所介護、第1号通所事業) | 運営指導 | 令和4年12月16日 | <ul style="list-style-type: none"> 利用者のサービス開始から令和4年5月24日までの契約書及び重要事項説明書が確認できなかった。今後はサービス開始までに契約書等を整備することを徹底し、再発防止策を講ずること。 | 改善済 |
| 楽生会 | 特別養護老人ホーム楽生園 | 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | 運営指導 | 令和5年2月14日 | <ul style="list-style-type: none"> 個別機能訓練計画及び栄養ケア計画は多職種が共同して計画を作成する必要があるが、多職種が共同で計画を作成したことがわからなかった。このため、計画書の様式変更や計画を作成する際に多職種で話合った記録を保存するなど、多職種が共同して計画を作成したことがわかるようにすること。 | 改善済 |
| かがやき (現：ポプラの社) | かがやきホーム | 障害福祉サービス事業 (共同生活援助) ※ 障害者グループホーム | 監査 | 令和3年6月15日 ～ 令和4年2月28日 | <ul style="list-style-type: none"> 地域生活移行個別支援特別加算の算定要件である有資格者の配置及び指導体制を確認できない状態で加算の算定を行っていたことは不正請求にあたるため、返還すること。 | 改善済 (返還済) |